

2005年9月6日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課 御中

ソフトバンクBB株式会社
法務総轄部 須崎 将人
東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改訂案に係る意見書

2005年8月8日付けで意見募集のあった上記ガイドラインのパブリックコメント募集に関しまして、次のおり意見を提出します

記

今回の新設条文に関し、法律の趣旨には賛同します。

しかしながら、法律の公平且つ適正な運用のためには、周辺整備や解決すべき課題がありますので、法の施行には慎重な準備が必要と考えます。具体的に解決すべき課題としては以下のよう
なものがあると思料します。

- (1)「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」に従って各事業者が同法に違反する電子メールと判断すべき規準に絶対的な客観性がない場合には、各事業者が、リスト掲載の審査基準、リスト掲載者への告知基準、リスト掲載者からの苦情や削除要求への対処基準、リスト情報の保護・管理基準等の設定における基準が、各事業所独自の判断とリスクで対応することとなり、過度の負担を事業者に課する結果となります。
- (2)客観的且つ普遍的な諸基準の設置そのものが、法を以ってしても又実務的にも難しい問題であることから、法施行により新たな当事者間の紛争を増加させる可能性があり、結果として、過度の経済的負担を各事業者や利用者に強いる可能性があります。
- (3)前項の問題の解決策を(例えば、各事業者が提供するリスト情報の審査と管理を行い、公正なリストを保有し、各事業者に必要な情報を適正に配布できるような、事業者および利用者が納得できる第三者機関の設置など。)の用意なしで、法を施行することは業界や利用者へ混乱を招くこととなります。

以上